

令和7年度事務事業評価の実施結果について

1 事務事業評価の目的

市が行う事務事業評価は、効率的な行政運営と市民ニーズに対応したサービスの提供とともに、行政の透明性を確保し、開かれた市政を推進することを目的に実施する。

2 事務事業評価の概要

(1) 評価の実施（評価責任者：課長）

実施計画書に掲載する主要な事業のうち、設備の維持補修など定例の事業や上下水道局事業を除く事務事業（196事業）を対象に実施した。

(2) 評価結果の公表

評価結果は、ホームページに掲載する。

3 評価結果の活用

評価結果については、業務改善及び次年度以降の事業展開、新規事業の立案に活用する。

令和7年度事務事業評価（令和6年度実施事業） 実施結果一覧

事業の 方向性	評価基準	事業数	構成 比率
拡充	・市民のニーズや社会情勢から、事業を拡大していくことが適当と判断される事業 ・費用をかければ成果の向上が認められる事業 ・対象を拡大すれば、成果の向上が認められる事業	15	7.7%
維持	・事業の目的を達成するためには、現状どおりの事業手段で維持することが適当と判断される事業	160	81.6%
縮小	・費用負担を軽減しても成果及び市民サービスの低下をもたらさないと認められる事業 ・対象が過大であると認められる事業 ・対象の状況変化や厳しい財政状況から事業規模の縮小がやむを得ないと判断される事業	2	1%
改善	・事業の対象や手段、意図を見直すことにより、成果が向上すると判断される事業 ・受益者負担の適正化により、経費の削減が見込める事業	6	3.1%
統合	・他の事業と対象、手段、意図が類似し、統合することにより経費の節減や効率化が図られる事業	1	0.5%
廃止	・市の実施（関与）の妥当性が認められない、又は実施（関与）の必要性が低い事業 ・目的の妥当性が認められない、又は目的の必要性が低い事業 ・成果が認められない事業 ・廃止により市民サービスの低下をもたらさないと認められる事業 ・新たに創設された制度などにより、必要性が低下したと認められる事業	2	1%
休止	・事業の成果や財政状況等により、一時的に休止がやむを得ないと判断される事業	0	0%
完了	・目的を達成した事業 ・評価対象年度で終了した事業	10	5.1%
計		196	100%